

あま市ファミリーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あま市人権尊重のまちづくり条例（平成23年あま市条例第20号）の理念に基づき、多様な性のあり方について正しく理解するとともに、互いに認め合い、誰もが自分らしく生きていくための権利が尊重される社会を実現するため、ファミリーシップ宣誓制度の実施に関し必要となる事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ファミリーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合っている又は協力し合うことを約束した2人の関係及び当該パートナーの一方又は双方と生活を共にしている3親等内の者その他市長が適当と認める者（以下「近親者等」という。）を含め、家族であると約束した関係をいう。

(2) 宣誓 ファミリーシップにあることを市長に対して誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。

(2) 双方が市内に住所を有し、又はいずれか一方が市内に住所を有し他方が市内に転入を予定していること。

(3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。ただし、双方が互いに事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を除く。

(4) 双方が宣誓をしようとする者以外の者とファミリーシップにないこと。

(5) 双方が互いに民法第734条から第736条までに規定する婚姻ができないとされている関係にないこと。ただし、宣誓しようとする者同士がファミリーシップに基づく養子縁組をし、又はしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、共に市職員の面前においてファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、自ら記入することができない事情があると市長が認めるときは、双方立会いの下で他の者に代筆させることができる。

(1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(2) 宣誓時において市内に住所を有しない者にあつては、前号に掲げる書類

に代えて、転入予定申出書（様式第2号。以下「申出書」という。）

(3) 戸籍抄本その他現に婚姻をしていないことを証明する書類（宣誓日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項第2号の規定により申出書を提出した者は、宣誓した日から3か月以内に前項第1号に掲げる書類を市長へ提出しなければならない。

3 住所要件を確認するための住民登録情報について、市が職権で取得することを本人が同意した場合は、第1項第1号及び前項に規定する書類の提出を省略することができる。

4 宣誓をしようとする者は、宣誓書を提出するときに、本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

(1) 運転免許証

(2) 旅券（パスポート）

(3) 個人番号カード（マイナンバーカード）

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

5 宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時、場所、その他必要な事項について市と調整するものとする。

（オンラインによる宣誓の方法）

第5条 市長は、宣誓をしようとする者が市職員と映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に確認しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）により宣誓することを希望する場合は、これを認めるものとする。

2 前条の規定は、オンラインによる方法で宣誓する場合について準用する。この場合において、同条第1項中「市職員の面前において」とあるのは「あらかじめ」と、「市長に提出」とあるのは「オンラインによる方法で宣誓しようとする日の7日前までに郵送等で市長に提出」と、同条第4項中「宣誓書を提出」とあるのは「オンラインによる方法で宣誓」と読み替えるものとする。

（受理証明書等の交付）

第6条 市長は、宣誓をした者（以下「宣誓者」という。）が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、ファミリーシップ宣誓書受理証明書（様式第3号）及びファミリーシップ宣誓書受理証明カード（様式第4号）（以下これらを「受理証明書等」という。）に宣誓書の写しを添付して宣誓者に交付する。

2 宣誓者の一方が転入予定者である場合は、前項の規定にかかわらず、市長は、転入予定者受付票（様式第5号）を交付し、第4条第2項に規定する書類が提出された後に受理証明書等を宣誓者に交付する。

3 市長は、受理証明書等に記載された近親者等が受理証明書等の交付を希望

するときは、当該近親者等に対しても受理証明書等を交付する。

（受理証明書等の再交付）

第7条 受理証明書等の交付を受けた者が、紛失、毀損、汚損等により受理証明書等の再交付を希望するときは、受理証明書等を再交付する。

2 受理証明書等の再交付を受けようとする者は、ファミリーシップ宣誓書受理証明書等再交付申請書（様式第6号。以下「再交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、毀損、汚損により受理証明書等の再交付を受けるときは、再交付申請書に当該受理証明書等を添えなければならない。

3 前項の場合における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。

（通称名の使用）

第8条 宣誓をしようとする者は、宣誓書及び受理証明書等に記載する戸籍上の氏名と併せて通称名（戸籍上の氏名以外の呼称であって、社会生活上通用しているものをいう。）を使用することができる。

2 通称名の使用を希望する者は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を第4条第1項の規定による宣誓をするときに提示するものとする。

（近親者等に関する記載）

第9条 宣誓をしようとする者は、受理証明書等に近親者等の氏名及び生年月日（以下「氏名等」という。）の記載を希望するときは、次の各号に掲げる書類を宣誓書に添えて市長に提出しなければならない。

（1）近親者等の記載に関する同意書（様式第7号。以下「同意書」という。）

（15歳以上の近親者等に限る。）

（2）戸籍抄本その他近親者等である事実が確認できる書類（提出日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

（3）その他市長が必要と認める書類

2 15歳以上の近親者等については、同意書に当該近親者等が自ら記入するものとする。ただし、自ら記入することができないと市長が認めるときは、他の者にこれを記入させることができる。

3 前項の書類の提出があったときは、市長はその内容を確認し、要件を満たしていると認めるときは、受理証明書等に当該近親者等の氏名等を記載するものとする。

（近親者等に関する記載の削除）

第10条 宣誓書に氏名等を記載された15歳以上の近親者等は、市長にファミリーシップ宣誓に関する申立書（様式第8号。以下「申立書」という。）を提出することにより、当該近親者等が記載された受理証明書等から当該近親者等の氏名等を削除するよう申し立てることができる。

2 前項の場合における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。

3 市長は、第1項の規定により申立書の提出があったときは、当該記載された近親者等の氏名等を削除した受理証明書等を交付するとともに、削除する

前の受理証明書等の返還を受けるものとする。ただし、受理証明書等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、当該受理証明書等の返還を要しない。

- 4 前項の規定にかかわらず、市長は、特に理由があると認めるときは、受理証明書等から近親者等に関する記載を削除することができる。

(変更の届出)

第11条 受理証明書等の交付を受けた者は、宣誓書に記載した事項に変更が生じたときは、ファミリーシップ宣誓書に関する変更届(様式第9号。以下「変更届」という。)に、変更内容が確認できる書類及び変更前の受理証明書等を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合における変更後の住所の確認方法については、第4条第3項の規定を準用する。この場合において、同項中「第1項第1号及び前項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

- 3 第1項の場合における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。

- 4 変更届の提出により15歳以上の近親者等の氏名等を受理証明書等に追加するときは、同意書を添付しなければならない。この場合において、同意書は、当該近親者等が自ら記入するものとする。

- 5 市長は、変更届の提出があったときは、その内容を確認の上、必要に応じ、当該宣誓者に対し、変更後の受理証明書等を交付する。

(受理証明書等の返還)

第12条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、ファミリーシップ宣誓書受理証明書等返還届(様式第10号。以下「返還届」という。)に受理証明書等を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 宣誓者の意思により宣誓者間のファミリーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の双方又は一方が市内に住所を有しなくなったとき(宣誓者の一方が市内に住所を有しなくなったことについて、転勤その他の社会的な事情があると市長が認めるときを除く。)
- (3) 宣誓者の一方が死亡したとき(近親者等と引き続きファミリーシップの継続を希望する場合を除く。)
- (4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。

- 2 前項の場合における本人確認は、第4条第4項の規定を準用する。

- 3 第1項の規定にかかわらず、受理証明書等の紛失その他やむを得ない理由があると市長が認めるときは、返還届の提出をもって受理証明書等を返還したものとみなす。

- 4 市長は、第1項の規定により受理証明書等が返還されたとき又は前項の規定により受理証明書等が返還されたとみなすときは、当該受理証明書等の交付番号を公表するものとする。

(無効となる宣誓)

第13条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

- (1) 宣誓書に記載した内容に虚偽があったとき。
- (2) 受理証明書等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと市長が

認めるとき。

(3) 第3条の規定に反するとき。

(4) 第4条第2項の規定に反するとき。

(宣誓書の保存期間)

第14条 市長は、宣誓者のファミリーシップが継続している限り、宣誓書等を保存するものとする。ただし、第11条又は第12条の規定により受理証明書等が返還又は返還されたとみなすときは、そのときから5年間保存の後、これを廃棄するものとする。

(個人情報)

第15条 市長は、この要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報を、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

(市民及び事業者への周知、啓発及び施策推進)

第16条 市長は、市民及び事業者がこの要綱の規定に基づくファミリーシップ宣誓制度の趣旨を理解するとともに、宣誓者に対して公平かつ適切な対応をとることができるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

(他の自治体と連携を図る場合の取扱い)

第17条 本市とパートナーシップ・ファミリーシップ制度の自治体間連携に関する協定を締結している自治体（以下「連携自治体」という。）において、第6条に規定する受理証明書等に類する書類（以下「受理証明書等類似書類」という。）の交付を受けている者が市内に転入した後も引き続きファミリーシップを継続し、受理証明書等の交付を希望するときは、その旨を市長に申し出ること（以下「申告」という。）により、受理証明書等の交付を受けることができる。ただし、申告をすることができる者は、第3条各号のいずれにも該当するものとする。

2 前項の規定による申告をしようとする者（以下「継続申告者」という。）は、ファミリーシップ宣誓書継続申告書（様式第11号。以下「継続申告書」という。）に自ら記入し、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 連携自治体が交付した受理証明書等類似書類

(2) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（申告日以前3か月以内に発行されたものに限る。）

(3) 申告時において市内に住所を有していない者にあつては、前号に掲げる書類に代えて、市内へ転入する予定が記載された転出証明書の写し等その事実が確認できる書類

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 第1項の規定による申告は、第4条第1項の規定による宣誓をしたものとみなすものとする。

4 第4条第2項から第5項までの規定は、申告について準用する。

5 市長は、第2項の規定により継続申告者から書類の提出があったときは、遅

滞なく転出元である連携自治体に通知するものとする。また、当該連携自治体から求めがあったときは、当該連携自治体が交付した受理証明書等類似書類の原本を送付することができる。

- 6 市長は、申告に基づく受理証明書等の交付のために必要があるときは、転出元の連携自治体の長に対して、関係書類の写しの交付を求めるものとする。
(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年1月1日から施行する。

この告示は、令和7年9月1日から施行する。